

規制ではなく競争を  
会計基準・監査への市場メカニズム導入

福井義高

青山学院大学大学院

国際マネジメント研究科

〒150 8366 東京都渋谷区渋谷 4 - 4 - 2 5

fukui@gsim.aoyama.ac.jp

2004 年 2 月 21 日

『京滋 CPA ニュース』平成 16 年 3 月号掲載予定

## 規制ではなく競争を：会計基準・監査への市場メカニズム導入

*To know the past, one must first know the future.*

Raymond Smullyan

### 1．強欲な経営者と不実な会計士？

エンロン破綻以降、日本の会計制度改革のモデルとされてきた米国の会計基準・監査のあり方に大きな疑問が投げかけられている。日本での「バブル」崩壊と同じく、宴の後の犯人探しは大衆民主社会の常。まず槍玉に挙げられたのが、当然ながら、「強欲な」経営者たち、そして、こうした経営者に取り込まれ、会計データの粉飾を許してしまった「不実な」会計士たちであった。

世論の怒りを背景に、正義の味方として登場したがるのが政治家たちであるのも世の常。今までのゲームのルールを大幅に変更することになる Sarbanes-Oxley 法（以下 S-O 法）が、こうした経済規制立法としては異例なほど迅速かつ利害関係者からの骨抜きなしに成立してしまった。

その内容は、公表財務諸表が事実と相違ないことへの CEO・CFO の個人的認証要求と、会計事務所が、監査対象企業のコンサルティング等、監査以外の業務を行うことへの厳しい制限などからなる。CEO・CFO の認証要求の背景には、公表された会計データが経営実態を反映していなかったことが投資家を誤導し、その結果大きな損害を与えたという認識がある。一方、会計事務所の業務制限の背景には、監査以外の業務を獲得するために監査に手加減を加えたことが、経営者の嘘を糊塗することにつながったという認識がある。

しかし、会計事務所が監査に専念し、経営者が事実のみを報告することで本当に、仮にそれが可能として、メダタシメダタシなのだろうか。そもそも、問題が生じたので規制を強化するという発想は、プールで子供が溺れる事件が起きたら水深を子供の身長（80センチ？）以下にするようなものではないだろうか。

こうした疑問に対しては、「それは現実を踏まえない市場原理主義で、市場の円滑な機能のためのインフラ整備は市場に任せられない」という模範解答が返ってきそうである。しかし、ここでは結論を急がず、まず、S-O 法の前提となっている上記の会計事務所と経営者に対する認識が妥当かどうかを検討してみる。その後、市場重視の新たな発想として、財務諸表保険と実測予測財務諸表の考え方を紹介し、最後に会計基準の競争を提唱する。

### 2．非監査業務への進出が質低下の原因？

監査のあり方を議論する際、常に問題視されるのが、会計事務所のコンサルティングを始めとする非監査業務への進出である。こうした業務を確保するために、監査において経営者に妥協せざるを得ず、監査の質低下が起こったというわけである。

しかし、イエール大学のシャム・サンダー教授はむしろ因果関係は逆であるという説得力のある議論を展開している<sup>1</sup>。弁護士や医師などの他の専門職同様、監査業務において価格競争を促進

する政策が採られたため、監査だけでは十分な利益が確保できなくなり、コンサルティング等、範囲の経済（異なる事業をひとつの組織で行うことほうが、それぞれ別の組織で行うより効率的）が存在する業務に進出したのである。

もともと、同様に事業者間の競争を促進する政策がとられた弁護士や医師と比べ、会計士の業務はふたつの点で異なっている。まず、弁護士や医師は直接の依頼人や患者の利益を最大化することが目的であるのに対し、会計士が最大化しなければならないのは、事実上の顧客である経営者の利益ではなく、株主も含めた投資家の利益である。そして、裁判結果や病状で少なくとも事後には質の判断が比較的容易な弁護士や医師と異なり、監査業務の質は、倒産や粉飾はまれな事象であるため、事後にもほとんどの場合不明であることである。

結局、弁護の依頼人や患者と違って、顧客である経営者から高品質の監査を要求されることはない。そして、監査の受益者であるはずの投資家には品質が事後にも見えないため、競争が激化すれば、質を犠牲にし、低価格を追求する誘因が、弁護士や医師に比べて大きくなる。

監査の全般的質の低下やその極端な場合としての経営者の粉飾への加担の原因は、監査業務の性質を十分に考慮しなかった競争促進政策にあった。加えて、大手会計事務所は4社に集約され、寡占化が一段と強まった。消費者（投資家）の便益を拡大しようという当初の政策意図は完全に裏切られたわけである。

### 3. 監査への市場競争の導入：財務諸表保険

こうした環境のなか、常勤スタッフを要する基準設定機関 FASB が、SEC から委任された権限をもとに、税当局同様、詳細な規則を次々に繰り出してきた。しかし、米国会計基準は、投資家に資する情報を提供するという本来の目的に反して、単に条文に従えばよいという傾向を助長しており、むしろ、国際会計基準のように、規則ではなく原則ベースの会計基準を目指すべきであるという批判がある。しかし、監査を行う会計事務所のインセンティブを投資家の利益に結びつけたものにしない限り、原則ベースの会計基準は絵に描いた餅に過ぎない。

そもそも、S-O 法に見られる、規制の強化と当事者の倫理性を要求する昨今の風潮は決して問題の解決にならず、今こそ、市場メカニズムを利用した監査改革が必要であるとして、ニューヨーク大学のジョシュア・ローネン教授が提唱しているのが財務諸表保険 (Financial Statement Insurance) である<sup>2</sup>。

監査の問題は、監査を担当する会計事務所が、経営者の利害に左右されざるを得ないことにある。だからと言って、株主と経営者の分業にメリットがある以上、株主が監査人を選ぶという「正論」の実現は現実的には難しい。そこで、ローネン教授は、監査を依頼するのが経営者ではなく、投資家の利害と一致した第三者、具体的には保険会社とする制度を考案した。保険契約し監査証明を得た企業の財務諸表が原因で企業 = 株主が損害を被った場合、保険金が支払われるという仕組みである。

まず、保険を契約するか否かは経営者の自由とする。経営者は、保険契約を通じて、株主のリスクを軽減し、資本コストを下げるができるので、強制しない限り全ての企業が保険契約つまりは監査を受けないということはある得ない。保険契約を希望する経営者は、保険会社に事前評価を依頼する。ここで、保険会社に委託を受けたリスク査定人が、一応の評価を行い、保険メニューを提示する。具体的には、火災・地震保険や自動車保険同様、保険料と保険金上限の組み合わせである。高リスクと判断されるほど、同じ保険金上限を得るための保険料は高くなる。場合によっては、保険料が高すぎて保険契約できない企業も出てこよう。

提示されたメニューのうちから特定の保険契約を選んだ企業に、その条件で保険を提供することが妥当か否かを決定するため、保険会社は監査人に委託して、その企業の財務諸表監査を行う。事前のリスク査定人と監査人は同じであっても異なっても良い。監査の結果、問題がなければ、最初の条件での保険が成立し、問題があれば、条件を変更して、再度、監査を行うことにするか、あるいは保険契約自体をやめてもよい。保険の条件、付保されているかどうかは公表しなければならない。

現在の監査制度とは異なり、投資家、保険会社及び監査人の利害を一致させることは市場メカニズムを利用することでかなりの程度達成できる。投資家は、保険料と保険金上限の組み合わせという、監査ひいては財務諸表の質を判断するのに、今までになく強力な材料を手に入れることができる。

しかも、財務諸表保険を通じて監査人と投資家のインセンティブが一致することではじめて、詳細な規則ではなく基本原則に基づいた会計基準が現実性を持ってくる。監査人の判断基準が、規則の条文に形式的に合致しているかどうかではなく、投資家に有用な情報であるかどうかとなることが期待できるからである。

しかし、インセンティブの問題が解消されたとして、そもそも投資家に有用な情報がすべて監査に馴染むものなのであろうか。

#### 4．事実と予測の分離：実測予測財務諸表

S-O法のCEO・CFO認証要求の背景にある会計観は、会計は判断不要のつまらない記録作業（Accounting = Bean Counting）であり、こうした考え方は、残念ながら、広く共有されているように見える。しかし、財務諸表は不確実な未来の予測なしには作成できないのである。例えば、今期の利益は、将来の貸倒れを見込まずには確定できない。会社の創立から清算までを通じて見るならばともかく、期間損益には未来の予測が不可欠なのである。

実際、減損・年金・税効果など会計基準において議論を呼ぶのは、全て、過去の記録と考えられている会計データに如何に未来の予測を反映させるかをめぐってである。一方、現在のSECの規制では、予測は予測として開示しないと、責任が免除され得るセーフ・ハーバー・ルール（Safe Harbor Rules）が適用されない。たとえ経営者が最善を尽くしても、予測が結果的に間違っていれば

ば「嘘」をついたことになってしまい、莫大な損害賠償責任を負わされる可能性があり、会計事務所も当然「共犯者」と言うことになる。

ただし、会計データが未来に関する予測なしに作成できないということが理解されていないものの、嘘は厳しく処罰するというS・O法の趣旨はもっともである。それならば、会計データを、嘘をついたかどうかで明確に判断できる部分とあくまで予測であり自己責任で投資家が利用すべき部分に分離したものにすべきであるという提案がカーネギー・メロン大学の井尻雄士教授らによりなされている<sup>3</sup>。

彼らのアイデアは、財務諸表を事実（実測）部分と予測部分に分けて公表し、CEO・CFOの認証は前者に限ると言うものである。彼らの用いた簡単な数値例でその概要を紹介しよう。

ある企業の1年間の取引は以下のものであった。

コンサルティング会社を20の現金出資で設立	現金 20 / 資本金 20
30の売上があり、売上債権を計上	売上債権 30 / 売上 30
賃金・報酬として15を現金で支払	費用 15 / 現金 15
将来の年金費用として10を負債計上	費用 10 / 年金負債 10

#### 貸借対照表

	事実	予測	合計
現金	5		5
売上債権		30	30
<u>資産計</u>	<u>5</u>	<u>30</u>	<u>35</u>
年金負債		10	10
資本金	5	20	25
<u>資本・負債計</u>	<u>5</u>	<u>30</u>	<u>35</u>

#### 損益計算書

	事実	予測	合計
売上		30	30
費用	15	10	25
<u>利益</u>	<u>15</u>	<u>20</u>	<u>5</u>

こうして事実と予測を分けて表示する財務諸表を、井尻教授らは実測予測財務諸表（Intertemporal Financial Statements）と呼んでいる。原則として、事実＝現金取引、予測＝非現金取引であるけれども、掛売りの販売も代金が確定していれば事実とし、予測は貸倒引当金で評価

することも考えられる。何が事実で何が予測かはそれほど単純明快なものではない。むしろ、それを決めることが会計基準の大きな役割となってくる。

財務諸表保険を提唱するローネン教授も、検証可能部分と不可能部分を分けるという同様の主張を行っており、事実＝検証可能、予測＝検証不可能に該当する。結局、検証可能性と監査可能性は同じことであり、ローネン教授は、財務諸表における事実と予測の分離を、財務諸表保険のもとでの新しい監査体制を補完するものと位置付けている。つまり、監査ひいては保険の対象を検証可能な事実部分に限ることで、CEO・CFOだけでなく保険会社及び会計事務所に、過大ではない当然期待される責任のみを負わせることができるわけである。こうした仕組みは行き過ぎた訴訟を抑制することで、過大な損害賠償費用の最終的負担者である投資家の利益にもなる。

しかし、事実と予測を分けて公表するという考えは、財務諸表保険とは相互補完性があるものの、独立して導入することも可能である。むしろ、実測予測財務諸表は現在のキャッシュフロー計算書と損益計算書・貸借対照表を統一的に把握する手法とも理解でき、財務諸表保険を導入するか否かにかかわらず、実務への導入を検討すべきであろう。

#### 5．まずは基準間の競争を

事実と予測部分を分離した実測予測財務諸表や、ましてや強制監査にかえて任意の財務諸表保険を導入することは、すぐには困難かもしれない。しかし、少なくとも、現在の体制のまま、会計基準を統一（独占化）しても、事態が悪くなることはあっても良くなるとは思えない。

そこで、前述のサンダー教授は、ひとまず、会計基準間での競争を導入するという提案を行っている<sup>4</sup>。企業は互いに競争する複数の基準のなかからひとつ選び、その基準に基づいて監査してもらう。その際、その基準設定機関に使用料を払い、どの基準を選んだかを公表する。例えば、日米欧がそれぞれ無理に基準を統一せず、自らの基準を選んでもらえるよう顧客獲得競争をするわけである。もちろん、日本企業が日本基準ではなく、米国基準あるいは欧州基準を選んでもいい。

米国には会計基準はひとつしかない一方、会社法は各州それぞれ異なる。事業の本拠と会社設立地は異なっても良いので、ひとつしかない会計基準が強制される一方、会社法はそれぞれの州会社法のなかから選ぶことができる。多くの公開会社がデラウェア州を選んでいるとは言え、それは競争の結果である。もちろん、競争の結果、米国基準や欧州基準がデラウェア会社法のようにデファクト・スタンダードになることはあり得る。

基準競争参加はなるべく制限しないほうが良い。インターネット・サイトの安全性認証に関して、米国ではまったく規制がなく、認証を与える業者間の競争が起こり、こうした民間による基準設定と認証は、政府規制下にある英国での認証制度と比べ、むしろすぐれているとされる<sup>5</sup>。政府間の競争による会社法、民間の競争によるインターネット認証の実情をみると、なぜ市場のテストを伴わない専門家の談合で基準を統一することが投資家に資するのか、おおいに疑問である。

ここで言う会計基準の競争は、むしろ、会計システム間の競争と言ったほうがよいかもしれない。そのなかのひとつのシステムが財務諸表保険や実測予測財務諸表を導入することで、こうした提案が投資家に資するか否かが、導入しないシステムとの比較でより一層明確になる。

グローバル・スタンダードの名のもとに、米国での動きはすぐさま日本の制度に反映される傾向がある。しかし、監査にとどまらず会計システムの改革には、従来の延長線上での規制強化ではなく、市場競争の導入が不可欠である。まずは、基準の統一ではなく、逆に、基準間の競争を促進することから始めては如何であろうか。

#### 参考文献

井尻雄士 (2004) 「国際会計基準と複合通貨その他の諸問題」『青山マネジメントレビュー』5号  
掲載予定。

Dye, R. A., and S. Sunder. 2001. Why Not Allow FASB and IASB Standards to Compete in the U.S.?  
*Accounting Horizons* 15(3): 257-271.

Glover, J., Y. Ijiri, C. B. Levine, and P. J. Liang. 2003. Models for Intertemporal Accounting to Separate  
Facts and Forecasts: Adapting to CEO/CFO Certification and SEC's Safe Harbor Rules. Working Paper,  
GSIA, Carnegie Mellon University.

Jamal, K., M. Maier, and S. Sunder. 2003. Regulation and the Marketplace. *Regulation* 26 (4): 38-41.

Ronen, J. 2002. Post-Enron Reform: Financial Statement Insurance, and GAAP Re-visited. *Stanford  
Journal of Law, Business and Finance* 8 (1): 39-68.

Sunder, S. 2002. Regulatory Competition Among Accounting Standards Within and Across International  
Boundaries. *Journal of Accounting and Public Policy* 21 (3): 219-234.

Sunder, S. 2003. Rethinking the Structure of Accounting and Auditing. *Indian Accounting Review* 7 (1):  
1-15.

---

<sup>1</sup> Sunder (2003) .

<sup>2</sup> Ronen (2002) .

<sup>3</sup> Glover et al. (2003), 井尻 (2004) .

<sup>4</sup> Dye and Sunder (2001), Sunder (2002) .

<sup>5</sup> Jamal et al. (2003) .